

母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

(令和8年4月1日～)

種類	資金の内容	貸付限度額		据置期間	償還期限
事業開始	新たに事業を開始するために必要な資金 (設備、什器、機械等の購入費)	[個人]	3,720,000円	貸付の日から1年	7年以内
		[団体]	5,580,000円		
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	[個人]	1,860,000円	貸付の日から6か月	7年以内
		[団体]	1,860,000円		
就学支度	児童が就学するために必要な被服等購入資金	学校・学年・種別により貸付額が異なります。		卒業後6か月	20年以内 (専修学校一般課程、 修業施設:5年以内)
修学	児童が高校、大学、専門学校等に修学するために必要な資金	学校・学年・種別により貸付額が異なります。		卒業後6か月	20年以内 (専修学校一般課程: 5年以内)
技能習得	母、父、寡婦が知識や技能を習得するために必要な資金(運転免許取得費用を含む)	[一般]	月額(5年まで) 68,000円	技能習得期間終了後1年	20年以内
		[特別]	一括(12か月相当) 運転免許取得費用 460,000円		
修業	児童の修業のために必要な資金 (就職希望の児童が運転免許取得の費用を含む)	[一般]	月額(5年まで) 68,000円	修業期間終了後1年	20年以内
		[特別]	運転免許取得費用 460,000円		
就職支度	母、父、寡婦又は児童が就職するために必要な資金	[一般]	110,000円	貸付の日から1年	6年以内
		[特別]	通勤自動車購入 340,000円		
生活	生活安定維持のため必要な資金 (1)技能習得中 (2)医療もしくは介護を受けている (3)母子・父子家庭になって7年未満(生活安定期) (4)失業期間中 (5)家計急変(児童扶養手当未受給の方)	[一般]	月額 118,000円	知識技能習得後、医療・ 介護期間、生活安定期間、 失業期間、家計急変 の貸付終了後6か月	(1)技能取得:20年以内 (2)医療・介護:5年以内 (3)生活安定:8年以内 (4)失業:5年以内 (5)家計急変:10年以内
		[技能]	月額 141,000円 (技能習得期間中、医療・介護資金との併用は、当該機関の終了まで。生活安定期間は配偶者のない女子または、男子となって7年未満で総額283万2千円まで。生活安定期の養育費取得のための裁判費用は141万6千円まで。失業期間は離職後1年以内。3か月相当額の一括貸付可能。)		
		[特別]	月額 79,000円 (母・父が生計中心者でない場合)		
		[家計急変]	児童扶養手当に準拠した額 全部支給額		
住宅	母、父、寡婦が現に居住する住宅の補修・改築や建設・購入に必要な資金	[一般]	1,500,000円	貸付の日から6か月	[一般]6年以内 [特別]7年以内
		[特別]	災害、老朽等による増改築、移転改築の場合 2,000,000円		
転宅	住居の移転に際し必要な資金	260,000円		貸付の日から6か月	3年以内
医療介護	母、父、寡婦又は児童が医療・介護を受けるために必要な資金	[医療]	一般 340,000円 特別(所得非課税世帯) 510,000円	医療・介護を受ける期間の 終了後6か月	5年以内
		[介護]	500,000円		
結婚	扶養する子供の婚姻に際し必要な資金	婚姻する子1人につき 340,000円		貸付の日から6か月	5年以内

※ 就学支度資金、修学資金、修業資金、就職支度資金(児童に係るものに限る)に関しては無利子の貸付ですが、それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子(1.0%)の貸付です。

指定期日までに償還しなかったときは、年3%の違約金が徴収されます。